

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

#### ○各種生活相談支援の状況【取組1)②】（一部新規）

##### （1）生活困窮者自立相談支援

生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

相談支援実績	新規相談件数	新規相談申込件数	支援実施のべ回数
R3年度（R3年4月～11月）	9,359件	295件	24,931件
R2年度	12,821件	2,793件	40,788件
R1年度	1,862件	252件	8,957件

##### （2）住居確保給付金

住居を喪失された方または喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の住居確保給付金を支給。（支給申請は「すてっぷ・堺」にて受付）

住居確保給付金実績	新規相談件数	申請件数
R3年度（R3年4月～11月）	581件	410件
R2年度	1,934件	717件
R1年度	77件	13件

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

#### (3) 生活福祉資金

社会福祉協議会において相談受付を実施。コロナ禍に伴う減収等による当面の生活費の需要に対応するため、令和2年3月から特例貸付を実施。

- ・ 緊急小口資金：200,000円
- ・ 総合支援資金：150,000円（複数世帯200,000円）×3か月

各制度	令和元年度		令和2年度		令和3年度 (4～11月)	
	新規相談 件数	申請 件数	新規相談 件数	申請 件数	新規相談 件数	申請 件数
緊急小口資金（本則）	786件	26件	321件	33件	260件	25件
総合支援資金（本則）	294件	10件	363件	29件	205件	10件
緊急小口資金・総合支援資金 (特例貸付)	275件	98件	36,530件	25,964件	21,043件	10,333件

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### (4) 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

総合支援資金の貸付を利用し終えた世帯等に対し、令和3年7月から支援金を支給。

- ・単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

生活困窮者自立支援金	7月	8月	9月	10月	11月	合計
申請件数	665件	347件	127件	157件	260件	1,556件
決定件数	401件	268件	154件	110件	172件	1,105件

### (5) 生活保護

憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を送れるよう生活費や医療費等を給付し、生活困窮世帯が自分たちの力で生活していけるように援助することを目的として実施。

	相談実績	申請実績	開始実績
R3年度 (R3年4月～11月)	4,447件	1,816件	1,638件
R2年度	6,320件	2,643件	2,456件
R1年度	5,852件	2,644件	2,423件

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

#### (6) 日常生活圏域コーディネーターによる個別相談

社会福祉協議会への委託事業として、各区事務所に配置している日常生活圏域コーディネーターによる「アウトリーチによる継続的支援」及び「参加支援」を実施。

(※国庫補助メニューのひとつである「重層的支援体制移行準備事業」を活用)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4～11月実績)
個別支援実件数	417件	402件	411件
のべ対応回数	2,664回	3,006回	1,893回

(参考)	年齢層(R2)		実件数	相談主訴(R2)		複数回答 (主なもの)	相談経路(R2)		実件数 (主なもの)
	10代	13件	合計 402件	経済面	186件	本人	152件		
	20代	13件		地域生活・暮らし	155件	地域支援者	98件		
	30代	24件		病気・健康・障害	124件	高齢者関係機関	35件		
	40代	59件		住まい	80件	家族・親族等	32件		
	50代	63件		各種制度	63件	行政機関	23件		
	60代	55件		就労面	54件	障害者関係機関	13件		
	70代	72件		介護・認知症	38件	社協関係	11件		
	80代～	51件		引きこもり	31件	医療機関	10件		
	不明	52件							
						他		4 他	

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

(7) 新型コロナ・生活相談コンシェルジュ  
 新型コロナウイルスの影響による経済面など  
 様々なお困りごとを抱え、適切な相談先が  
 分からない方への対応をきめ細やかにを行うこと  
 を目的として、生活相談コンシェルジュを開設。

### 感染症の状況を踏まえ3月末まで延長

- 1 開設日時：令和3年12月1日（水）  
 ～令和4年1月31日（月）13時～17時  
 （12月29日～1月3日や土日・祝日除く）
- 2 主な相談内容：生活困窮者支援、  
 生活保護、就労支援、子育て支援、  
 就学支援など

3 連絡先：072-340-3147



コロナ禍でお困りごとを抱え、どこに  
 相談したらいいかわからない市民の方

電話等での相談



新型コロナウイルスの影響による  
 経済面など様々なお困りごとにワンストップで対応  
 - 適切な支援へとつなぐ相談窓口を開設 -

障害者支援

高齢者支援

就学支援

子育て支援

就労支援

生活資金貸付

生活保護

生活困窮者支援

件数		12月実績
相談件数		170件
(内訳)	電話	135件
	来所	35件

相談内容（主訴）	12月実績
生活の援助・福祉	82件
新たな給付金制度	53件
新型コロナ・ワクチン	20件
その他	15件



# (参考) 社会福祉法 改正関係

## ○国の動向1 – 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行） –

平成29年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定された。また、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制整備に努める旨が規定された。

同改正法の附則において、法律の公布後3年を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

## ○国の動向2 – 地域共生社会推進検討会 –

厚生労働省が設置する「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生推進検討会）」において、令和元年12月にとりまとめが公表される。

## ○国の動向3 – 社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行） –

令和2年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等の規定が創設された。

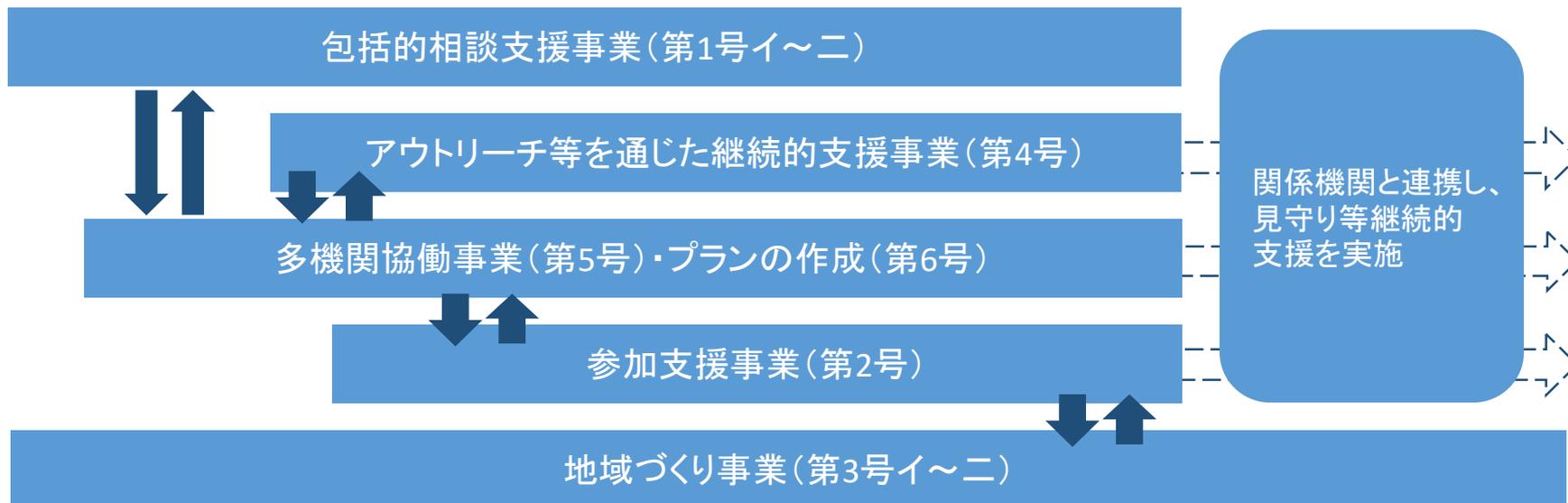
## ■ 事業体系（社会福祉法第106条の4第2項関係）

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

【令和3年度実施自治体】全国 42市町村

【令和4年度予定自治体】全国134市町村

（事業イメージ）



# ■ 本市の方向性

## ○堺市基本計画2025（令和3年3月策定）－

### 重点戦略2.人生100年時代の健康・福祉～Well-being～

#### 施策(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実

##### ■ 取組の方向性

【包括的な相談支援体制の構築】

【権利擁護支援体制の強化】

【多様な居場所や地域福祉活動への支援】 等

#### 施策(6)暮らしを支えるセーフティネットの構築

##### ■ 取組の方向性

【生活困窮者への重層的な支援】

【ひきこもりへの取組】

【依存症対策の強化】 等

## ○第4次堺市地域福祉計画（令和2年3月策定）－

### 基本目標1.生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

#### 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

1) 包括的な相談支援の充実と人材育成

2) 複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実

### 基本目標2.“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

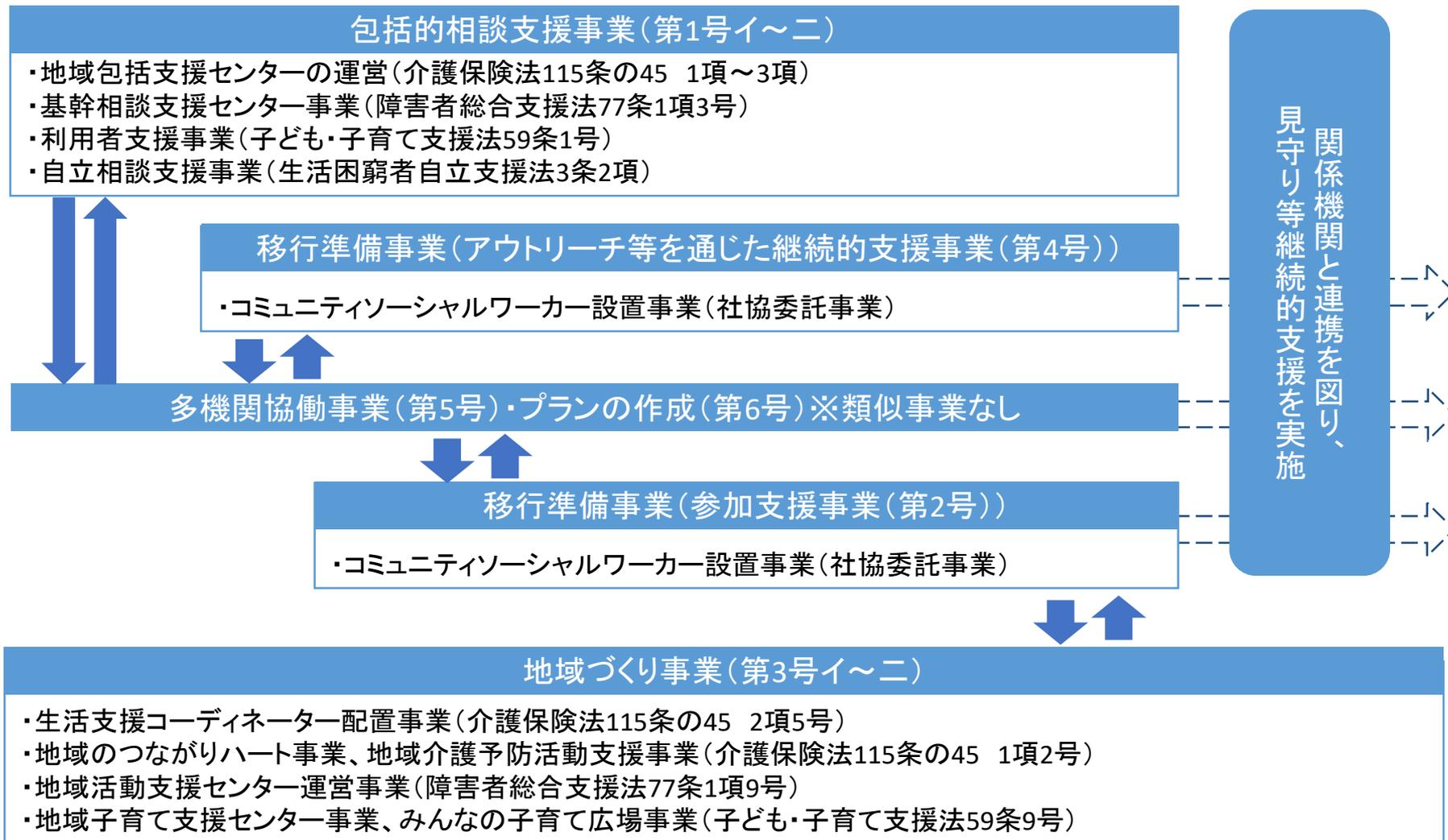
#### 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進

2) つながりや支えあいを支援する体制の充実

3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

# ■ 本市の現状 (R3)



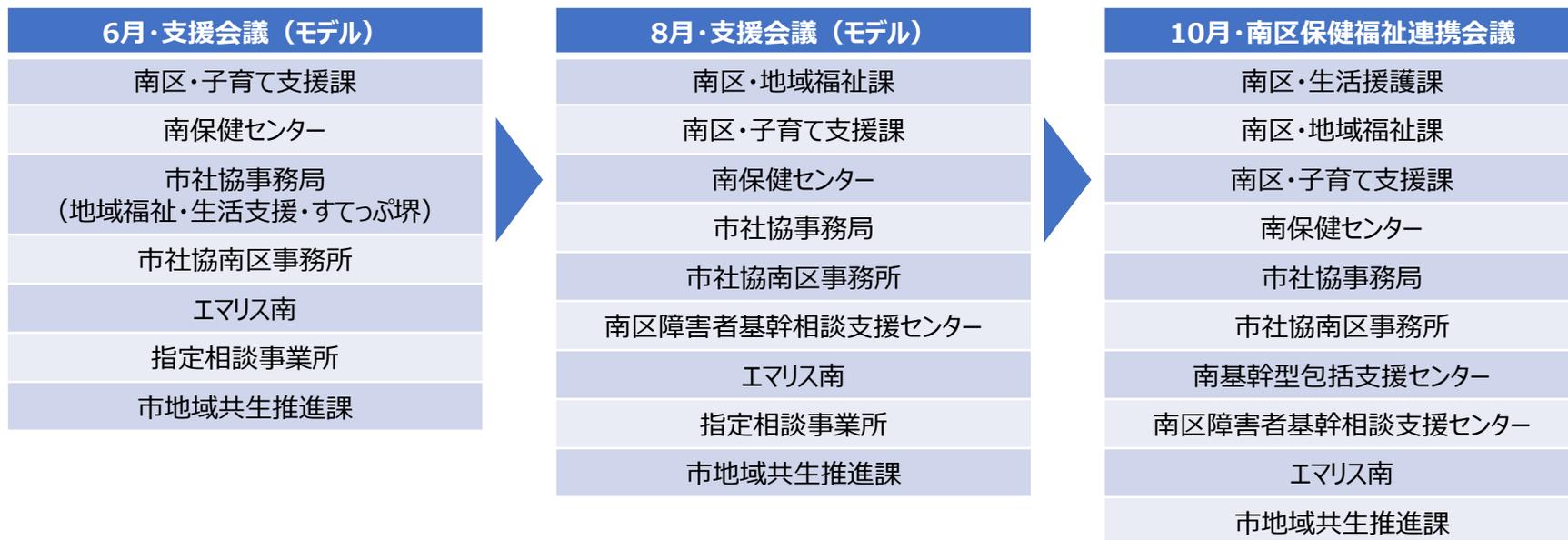
## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### ○南区をモデルとした多機関協働事業の実施【取組1)①】(新規)

・令和3年6月から10月にかけて、南区において、包括的な相談支援体制の構築をめざした「支援会議」をモデル実施。

複合的な課題を抱える世帯に対し、複数の支援機関が認識を共有した上で、役割分担して支援を実施。

・令和3年10月に要綱を制定し、南保健福祉総合センター地域福祉課を中心として、南区内の相談支援機関が集まって対応を協議する「南区保健福祉連携会議」を開催。



## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

- 保健福祉総合センターにおける研修等の実施 【取組1)①】（新規）
  - ・「顔の見える関係の構築」や「円滑な連携体制の構築」に向け、各保健福祉総合センターにおいて研修等を企画・実施。

### (事例1)

○西保健福祉総合センターにおいて、関係機関との円滑な連携体制の構築に向け、各機関の業務等を理解するための担当者連絡会を実施。

### (事例2)

○堺保健福祉総合センターにおいて、関係機関との円滑な連携体制の構築に向け、自機関や他機関の業務・役割等を理解することを目的とした事例検討を実施。



(西区での取組の様子)

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 3 地域福祉を創る

#### ○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】 (継続)

・社会福祉協議会と「地域福祉志向の人材づくり」に向け、「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を企画・実施。

(1日目)

実施時期		実施経過
令和2年	11/25,12/23	企画会議①・②
令和3年	1/22	企画会議③
	2/2,2/16	研修⇒延期
	4/16,5/21	企画会議①・②
	6/28,7/12	研修⇒延期
	8/31	企画会議③
	9/13	研修1日目をオンラインで開催
	9/24	研修2日目⇒延期
	10/27	企画会議④
	11/12	研修2日目を対面開催

時間	活動名	ねらい	担当
13時 (20分)	オリエンテーション	研修のねらいの確認 お互いを知り、ともに研修をうける関係性をつくる	所(め) 野間・増岡
セッション1 13時20分 (40分) (休憩5分)	昨今の地域福祉について学ぶ	地域福祉の潮流を知り、自身の仕事とリンクさせることによって、今後の仕事の方向性について考えるきっかけを探る	所(正) 鷺見
セッション2-1 14時05分 (30分) (休憩5分)	堺市のソーシャルワークについて学び、協働の必要性を感じる	堺市内の地域福祉の担い手を具体的に知ることで、堺市内のソーシャルワークの全体像をふまえた上で、自分の仕事や自身の所属する組織の役割を再認識する(2日目へのステップ1)	宮原 平川 喜田
セッション3 14時40分 (70分)	協働におけ仕事で大事にしたい価値観を探るワーク	ワークを通して、自分の価値観をふりかえるとともに、相手の価値観を知り、わかちあうことによって仕事に活かせる仲間をつくり、協働のヒントを探る	阪田 野間
15時50分 (10分)	終了	一日目の振り返りと2日目へのステップ	

(2日目)

時間	活動名	ねらい	担当
13時 (20分)	オリエンテーション	1日目のふりかえり 研修のねらいの再確認	野間・増岡
セッション2-2 13時20分 (50分)	堺市のソーシャルワークについて学び、協働の必要性を感じる	堺市内の地域福祉の担い手を具体的に知ることで、堺市内のソーシャルワークの全体像をふまえた上で、自分の仕事や自身の所属する組織の役割を再認識する(1日目をふまえて)	宮原 平川 喜田
セッション4 14時10分 (70分)	堺市内の事例を通して、協働のポイントを探る	相談機関等において支援をしている職員らが、協働した事例等をもとに、協働の関係づくりを促進したポイントを探る	立山 泉井 中光
セッション5 15時20分 (30分)	これまでをふりかえり これからの自身のソーシャルワークについて考えるワーク	2日間の研修を通して学んだ協働力を、さらに高めるために、これからの自分の仕事において大事にしたい考え方を明確にする	所(め) 野間・増岡
15時50分 ~16時	修了式、写真撮影 終了		

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 3 地域福祉を創る

#### ○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】 (継続)

(1日目)

- ・Zoomによるオンライン開催
- ・参加者：29名  
(その他実習生 15名参加)

(2日目)

- ・会場での対面開催
- ・参加者：23名

参加者所属機関：

地域包括支援センター、堺市生活援護課、大阪府社会福祉協議会、堺聴覚支援学校、NPO法人み・らいずなど



○事後アンケート (抜粋)

「よかった点、よくなかった点について詳しく教えてください。」

- ・他機関との関わりで新しい気づきがたくさんあってよかった。
- ・「さかいのふくしカードゲーム」が楽しかった。
- ・もっと色々な機関の方達とグループワーク出来たらと思いました。
- ・手作りの研修で良くしようという思いが伝わってきて、より深く学ぶことができました。
- ・異職種の者とおしあひ、自由に考え方が発言できるので。
- ・対面で話す事で、素振りや雰囲気から、互いが相手の歩調を合わせながらワークをする事が出来た。連携の基本を無意識に出来ている事を、みんなが感じてくれてたら嬉しい。一方で、他グループの発表をもっと聞きたかった。

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

- 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業（草の根活動支援事業（全国））

居場所の包括連携によるモデル地域づくり — 支え合う地域、災害に強い地域、資源の地域循環の一体的実施— について【取組2)①②】（新規）

### 1 本事業の背景・目的

堺市では子ども食堂は活動が活発でありその数が増えている反面、地域住民への認知や連携協働がより必要とされていることや、運営費面や活動場所の確保等といった課題も現れています。また児童分野の相談については、レッドシグナル（重篤な状態）での対応や就学前の支援が中心で、イエローシグナル（予防的）での相談支援が必要とされています。堺市社協はこれまでの取り組みの実績から、今回の民・民、官・民連携の開発ができる好位置にあるため、地域共生社会の実現を目的に、当該事業を通して支え合う地域、資源の地域循環に取り組みます。

### 2 本事業の概要（2つの柱）

- ①居場所の包括連携づくり
- ②イエローシグナル相談体制づくり

### 3 本事業の展開

ロジックモデルによる事業評価・・・事前評価、中間評価、事後評価を実施  
堺市社会福祉協議会と大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類東根研究室と協働による評価

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業（草の根活動支援事業（全国））

居場所の包括連携によるモデル地域づくり — 支え合う地域、災害に強い地域、資源の地域循環の一体的実施— について【取組2)①②】（新規）

令和3年	委員会/ワーキング	内容
9月	①研究検討会	モデル区選定
10月	①ワーキング	課題、現状抽出
11月	②ワーキング	機能と支援の検討
12月	③ワーキング	支援会議等の検討
12月	②研究検討会	機能、支援、支援会議等の検討
1月	④ワーキング	実践事例検討
2月	⑤ワーキング	実践事例検討
2月	⑥ワーキング	モデル実践検討実施
3月	③研究検討会	評価、取りまとめ



11月25日  
西区子ども食堂へのグループヒアリング



11月28日  
福泉校区へのグループヒアリング

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### 取り組む方向性 3 地域福祉を創る

#### ○大阪しあわせネットワーク

「市区町村域しあわせネットワーク体制構築モデル事業」【取組2】①（新規）

・社会福祉協議会南区事務所を中心として、多職種連携の研修を企画。

○実施日程：令和4年2月15日、3月1日の2日間

感染症の状況を踏まえ延期

○研修名：「南区で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」

○企画会議日程：令和3年11月16日、同12月15日、令和4年1月18日

○企画者：南第2地域包括支援センター、南第3地域包括支援センター、せんぼく障害者作業所、三原台こども園、大阪府社協、特別養護老人ホーム美樹の園、南区役所、堺市社協 他

南区内の専門職が作った研修  
専門職だって、助け上手 助けられ上手になろう！

令和3年度  
南区で協働をすすめるための  
ソーシャルワーク研修

実践経験3～5年程度の専門職  
学びなおしをしたい専門職

【日時】  
令和4年2月15日（火）  
3月1日（火）  
14：00～17：30（2日連続研修）

【会場】  
堺市立南図書館ホール

主催 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会  
※大阪しあわせネットワーク 後援 堺市立南図書館 後援 堺市立南図書館 モデル事業



（企画会議の様子）

## 重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

### ○今後の課題・取組

#### ◎連携の中核を担う「多機関協働事業」において、当該事業を担う人材の育成【取組1)①】

⇒令和3年に実施した南区でのモデル実施の状況から、多機関が協働するための要となる人材には、様々な制度に加えて各機関に関する役割についての幅広い知識とファシリテーターとしてのふるまいが求められる。

このような実績を踏まえ、当該項目については継続的に検討を行っていく。

#### ◎本市における包括的な相談支援体制の整備に向けた継続的な検討【取組1)①】

⇒平成30年に改正された社会福祉法第106条の3の規定に基づいて、支援関係機関等による相互の協力が円滑に行われることを目的とした取組が求められている。

このようなことを背景として、本市の状況に合わせた支援体制の整備に向け、継続的に検討を行っていく。

#### ◎効果的な啓発・広報【取組1)～3)】

⇒新型コロナ・生活相談コンシェルジュの実施した状況から、生活保護を含めた各支援制度について、より効果的な周知方法を継続的に検討していく。